

別 紙

生産性向上・職場環境整備等支援事業 概要

下記内容は現時点の考え方を整理したものであり、具体的な内容は追って令和7年度事業の実施要綱等でお知らせする。

○支給対象

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている（※）病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

（※）本事業における、ベースアップ評価料の「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があつて返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なす。

○支給要件

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。

（ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

○支給額の算定方法

（病院・有床診）許可病床数×4万円

（医科診療所）1施設×18万円

（歯科診療所）1施設×18万円

（訪問看護ST）1施設×18万円

○留意事項

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があつた申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。